

奄美市 令和6年度 マイナンバーカード申請サポート・代理交付に係る 報償費制度

1. 趣旨

奄美市では、市内の施設・支援団体等が行うマイナンバーカード申請サポート[※1]・代理交付[※2]によるカードの受取りに対して、報償費をお支払いいたします。必ず事前協議が必要です。

[※1]マイナンバーカード申請サポートとは

：対象者のマイナンバーカード交付申請書の記入補助や、顔写真撮影等の申請のサポートを行うことです。

[※2]マイナンバーカード代理交付とは

：完成したマイナンバーカードを市役所にて代理で受領することです（必ず対象者へカードをお渡しください）。

2. 対象事業者

奄美市内に事務所を有する社会福祉施設及び支援団体であって、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方へ取得支援をしていただいた施設・支援団体等

3. 支援対象者（施設・支援団体等が行うマイナンバーカード申請サポート・代理交付によるカードの受取りの対象となる方）

- （１）施設に入所している方
- （２）要介護・要支援認定を受けている方
- （３）障害のある方
- （４）長期入院している方
- （５）75 歳以上の高齢者
- （６）社会的参加を回避し概ね家庭にとどまり続けている状態にある方
- （７）成年被後見人
- （８）被保佐人
- （９）被補助人

4. 報償費の額

上記「2.」対象者1名の支援につき、施設・支援団体等に対し以下の報償費をお支払いします。

報償費の対象区分	報償額
（ア）申請サポート	2, 000円（支援対象者1人あたり）
（イ）代理交付	2, 000円（支援対象者1人あたり）

・「(ア)」 「(イ)」 両方の支援を行った場合は、合わせて4, 000円のお支払いとなります。

・報償費の振込先は、施設・支援団体等名義の口座に限ります。

5. 報償費制度実施期間

予算がなくなり次第終了いたします。

6. 申請方法

《申請サポートのみ編》

手順	主体	必要書類・備考
① 事前協議に係る必要書類の提出	施設・支援団体等	(ア) マイナンバーカード申請サポート・代理交付報償費事前協議書 (イ) マイナンバーカード申請サポート・代理交付支援対象者一覧表 (ウ) 委任状
② 書類確認	市	
③ 確認結果を施設・支援団体等へ回答	市	必要に応じてマイナンバーカード交付申請書を市から交付
④ 申請サポートの実施	施設・支援団体等	[オンライン申請の場合] 申請書 ID を申請サポート報告書に記載すること。 [郵送申請の場合] 交付申請書の写しを取ることを。
⑤ 実績報告書の提出	施設・支援団体等	(エ) マイナンバーカード申請サポート・代理交付報告書 (オ) 交付申請書の写し(郵送申請分のみ) (カ) 請求書
⑥ 書類・交付申請状況確認	市	申請内容に不備がないか確認し、報償費のお支払いをします。
⑦ 結果の回答		
⑧ 審査 及び報償費の支払い		

《代理交付のみ編》

手順	主体	必要書類・備考
① 事前協議に係る必要書類の提出	施設・支援団体等	(ア) マイナンバーカード申請サポート・代理交付報償費事前協議書 (イ) マイナンバーカード申請サポート・代理交付支援対象者一覧表 (ウ) 委任状
② 書類確認	市	申請内容に不備がないか確認し、結果の回答
③ 確認結果を施設・支援団体等へ回答		
④ 代理交付に係る必要書類の準備	施設・支援団体等	(エ) 窓口に来庁される方の本人確認書類[コピー不可] (オ) 対象者の本人確認書類[コピー不可] (カ) 回答書(はがき) (キ) 委任状 (ク) 暗証番号設定依頼書 (ケ) 交付申請者の来庁が困難であることを疎明する資料 (コ) 通知カード[お持ちの方のみ] (サ) 住民基本台帳カード[お持ちの方のみ]
⑤ 代理交付 及び 実績報告書の提出	施設・支援団体等	上記エ～サと、下記3点を持って市役所来庁。 (シ) マイナンバーカード申請サポート・代理交付報告書 (ス) 請求書
⑥ 書類・交付状況確認	市	交付実績を踏まえ報償費をお支払い
⑦ 結果の回答		
⑧ 報償費の支払い		

《申請サポート^{プラス}＋代理交付編》

手順	主体	必要書類・備考
① 事前協議に係る必要書類の提出	施設・支援団体等	(ア) マイナンバーカード申請サポート・代理交付報償費事前協議書 (イ) マイナンバーカード申請サポート・代理交付支援対象者一覧表 (ウ) 委任状
② 書類確認	市	
③ 確認結果を施設・支援団体等へ回答	市	必要に応じてマイナンバーカード交付申請書を市から交付
④ 申請サポートの実施	施設・支援団体等	[郵送申請の場合] 交付申請書の写しを取る。 [オンライン申請の場合] 申請書 ID を申請サポート報告書に記載すること。
⑤ 代理交付に係る必要書類の準備	施設・支援団体等	(エ) 窓口に来庁される方の本人確認書類 [コピー不可] (オ) 対象者の本人確認書類 [コピー不可] (カ) 回答書 (はがき) (キ) 委任状 (ク) 暗証番号設定依頼書 (ケ) 交付申請者の来庁が困難であることを証明する資料 (コ) 通知カード [お持ちの方のみ] (サ) 住民基本台帳カード [お持ちの方のみ]
⑥ 実績報告書の提出	施設・支援団体等	上記エ～サと、下記3点を持って市役所来庁。 (シ) マイナンバーカード申請サポート・代理交付報告書 (ス) 交付申請書の写し (郵送申請分のみ) (セ) 請求書
⑦ 書類・交付状況確認	市	交付実績を踏まえ報償費をお支払いします
⑧ 結果の回答		
⑨ 報償費の支払い		

7. 書類提出・お問い合わせ先

支援対象者が市内のどこに住民登録をおいていても、以下の部署で対応いたします。

〒894 - 8555 奄美市名瀬幸町25番8号

奄美市役所 名瀬総合支所 市民課 市民サービス係（サービス班）

電話 0997 - 52 - 1111（内線5235）

8. よくある質問

Q1. 申請サポート・代理交付のいずれかだけでも助成の対象となりますか。

A1. いずれか一方だけでも対象になります。申請サポート・代理交付の両方を行った場合は、対象者1人あたりにつき4,000円になります。

Q2. この報償費制度に関し、市職員が施設等へ訪問し、サポートをしていただくことは可能ですか。

A2. 市職員が行ったサポートは、助成の対象になりません。

Q3. カードの新規取得だけでなく、電子証明書の有効期限到達に係る更新、カード有効期限到達に係る更新も対象となりますか。

A3. 助成の対象となります。

Q4. 紛失・盗難によるカード再発行は、助成の対象となりますか。

A4. 助成の対象とはなりません。

Q5. 個人が申請サポート・代理交付をした場合、助成の対象となりますか。

A5. 助成の対象とはなりません。

Q6. 事前協議書の提出なく、申請サポート・代理交付をした場合、市から報償費の支払いを受けることはできますか。

A6. 事前協議書の提出は必須です（当該日以降の申請サポート・代理交付に係る市からの支払が補助対象となります）。

Q7. 申請者の住所に届いた交付通知書（はがき）をもってご家族さんが代理交付をした場合、助成の対象となりますか。

A7. 助成の対象とはなりません。

Q8. 施設所在地に住民票がない施設入所者の申請サポートを行った場合も、助成対象となりますか。

A8. 申請サポートに係る報償費は助成の対象となりますが、代理交付に係る報償費は助成の対象なりませんのでご注意ください（他の市区町村に住民票がある方は代理交付の助成対象外）。

なお、代理交付に係る報償費制度が他の市区町村でも実施されているかについては、施設・支援団体側から他市区町村 HP・電話等でご確認願います。

Q9. 申請サポートでオンライン申請・郵送申請したのち写真等が不備となった場合、不備対応は申請1件に数えますか。

A9. 不備対応は申請と一連の行為であることから、不備対応のみをもって申請1件とは数えません。

Q10. 様式中に出てくる「顔認証カード」とは何ですか？

A10. 顔認証マイナンバーカードのことで、マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したくても、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者電子証明書を用いる際の本人確認方法を機械による顔認証または目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたカードです。

なお、顔認証カードは、マイナポータルやコンビニ交付などをはじめとする、健康保険証利用以外の多くのサービス（暗証番号を入力するすべてのサービス）が利用できなくなりますので、その点につきましては予めご了承ください。

Q11. この報償費制度は、令和7年度以降も実施予定ですか。

A11. 令和7年度以降の実施予定は未定です。

Q12. 本人確認書類にはどのようなものが該当するか。

A12. Aなら1点、Bなら2点必要

A	運転免許証、旅券、在留カード、顔写真付き住基カード、個人番号カード、障がい者手帳、運転経歴証明書 など
B	保険証、年金手帳、学生証、こども医療費受給者証、離島割引カード、介護保険証、生活保護受給者証、母子健康手帳 など

Q13. 「交付申請者の来庁が困難であることを証明する資料」はどういったものか。

A13. 75歳以上の高齢者の場合追加資料提出はありません。

75歳未満の施設入居者、長期入院者の場合、施設長、病院長が作成する顔写真証明書が必要です。上記以外の場合、市までご相談ください。